

**図解**

# 税制改正のポイント

令和

6年度

企業担当者・  
実務家必携!

コンパクトな冊子に  
充実した内容!

改正のポイントを  
徹底図解!

[編集] 税理士法人 名南経営

著 石原直樹 大野真平 木村健一 小泉康人  
角田 悠 豊村崇史 濱井美夏 古里貴洋  
古田みゆき 山田有莉紗 六谷秀生

## 主な改正内容

- 所得税・個人住民税の定額減税
- 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
- 賃上げ促進税制の見直し
- 戦略分野国内生産促進税制の創設
- 交際費等の損金不算入制度の見直し・延長
- 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し・延長
- 簡易課税適用者・小規模事業者の経理方法の明確化

# 所得税・個人住民税の定額減税⑩ ～制度イメージ～

減税

## 【給与所得者】

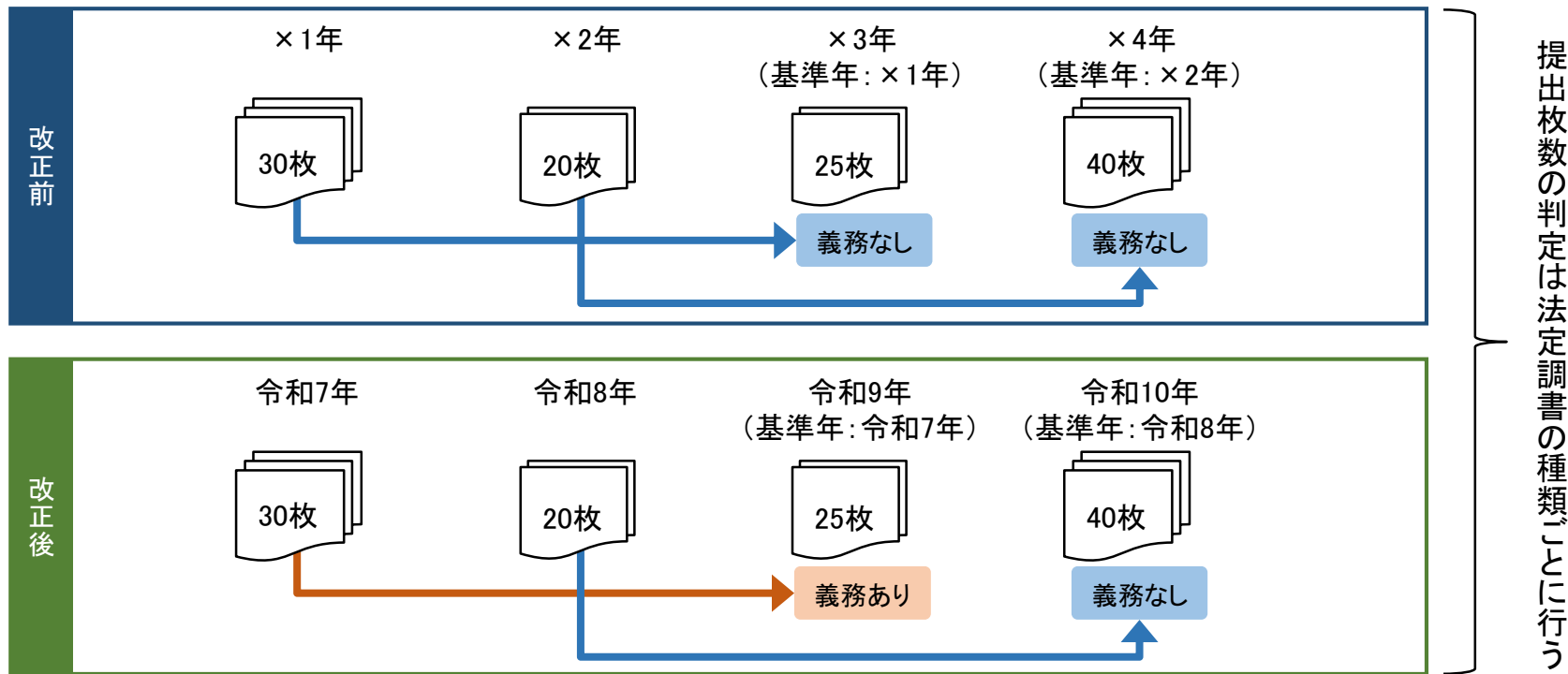
令和6年分本人所得		900万円以下	900万円超1,805万円以下	1,805万円超
所得税	本人分	6月分源泉徴収税額から順次控除		制度対象外 (源泉徴収段階では控除するが年末調整時又は確定申告時に精算を行う)
	扶養親族分			
	配偶者分	原則として年末調整で控除 (一定の手続により源泉徴収税額から控除も可)		

令和5年分本人所得		1,000万円以下	1,000万円超1,805万円以下	1,805万円超
住民税	本人分	6月特別徴収せず、年税額から特別控除額を控除した 残額を11か月で特別徴収		制度対象外
	扶養親族分			
	配偶者分	令和7年度分から控除 (令和6年分の本人所得により判定し控除)		

# 法定調書のe-TAX等による提出義務基準の引下げ

## ポイント

- 支払調書等の電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を30枚以上(改正前:100枚以上)に引き下げる。
- 令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用する。  
(所法228の4、相法59、措法42の2の2、改正法附則1①八ハ、5、12、37)



## ★チェック

- 源泉徴収票がe-Taxによる提出義務の対象となる場合、給与支払報告書についてもeLTaxによる提出が必要となる。

# 交際費等の損金不算入制度の見直し・延長

減税

## ポイント

- 令和6年4月1日以後に支出する飲食費について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人あたり1万円以下(改正前:5,000円以下)に引き上げる。
- 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長し、令和9年3月31日まで開始する事業年度について適用する。(措法61の4)

		接待飲食費		接待飲食費以外交際費
		1人あたり 10,000円以下	1人あたり 10,000円超	社内接待飲食・慶弔費・贈答品等
資本金の額等が100億円超の法人		交際費等の範囲から除外	損金不算入	損金不算入
資本金の額等が100億円以下の法人(中小法人等を除く)			50%損金算入	
中小法人等	接待飲食費特例		50%損金算入	損金不算入
	or 中小法人特例		合計800万円まで損金算入	

## ★チェック

- 令和6年4月1日以後に支出する飲食費が対象となるため、3月31日決算法人以外は同一事業年度内で飲食費に係る金額基準が2つできるので、注意が必要となる。

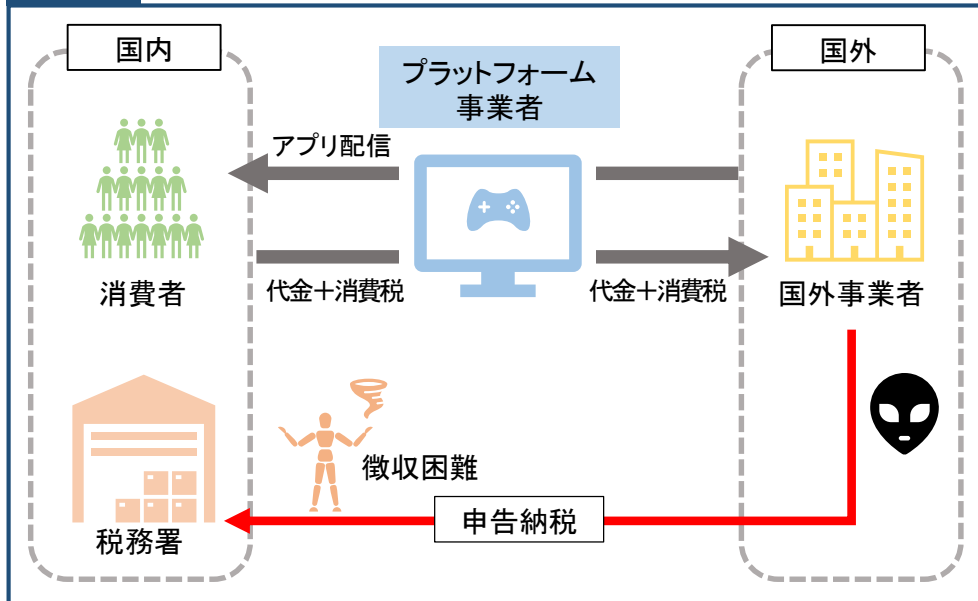
# プラットフォーム課税の導入①

増税

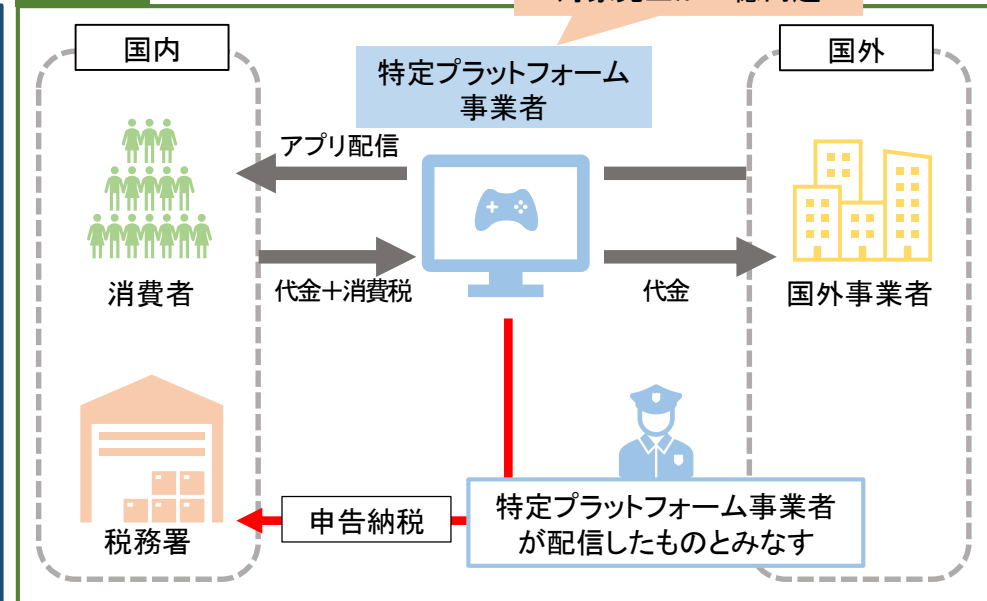
## ポイント

- 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介してその対価を収受するものについては、**特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなす**。
- **令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供**について適用することとし、特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずる。（消法15の2、改正法附則13⑥⑦⑧）

## 改正前



## 改正後



## ★チェック

- 事業者向け電気通信利用役務の提供は、リバースチャージ方式のため上記の対象外である。
- 令和5年10月以降、登録国外事業者制度はインボイス制度に移行したため、事業者が上記のサービスの提供を受ける場合には、特定プラットフォーム事業者が発行するインボイスを保管する必要がある。